

おうらブランド認証基準

「おうらブランド」として認証するための審査基準を次のとおり定める。

1、認証基準

邑楽町のPR やイメージ向上につながる商品又は将来性の評価の高い商品であって①・②についてはそれぞれ一つ以上該当し、③・④については全て該当すること。

①独自性

- ・ 伝承性やストーリー性をもった商品であること。
- ・ 独創性・アピール性など生産者の思いがある商品であること。
- ・ 商品名や商品企画、原材料などに邑楽町を表現する要素を有している商品であること。
- ・ 商品の魅力が邑楽町のイメージアップや商業の活性化につながるものであること。

②産地

- ・ 邑楽町内で生産された農畜産物であること。
- ・ 邑楽町内の事業所で製造・加工された商品であること。
- ・ 邑楽町内で生産された農畜産物を使用して製造・加工された商品であること。
- ・ 邑楽町内で生産された素材が、商品を構成する上で欠かすことのできない主要な材料として使用された商品であること。

③安全安心

- ・ 商品や販売に関する関係法令が遵守されていること。
- ・ 継続的に市場への供給が可能であること。

④品質・性能と価格

- ・ 味、又は外観等に優れていること。
- ・ 品質に見合う価格が設定されていること。

2、受証事業者に係る基準（①～③全てに該当すること。）

「おうらブランド」の認証に際し、次の要件を受証事業者に係る基準として考慮し、認証するものとする。

- ①おうらブランドを理解し、互いに協力し、地域ブランドの育成に貢献しようとする連帯感があること。
- ②新製品開発や販路拡大に対する旺盛な意欲があること。
- ③生産者・製造者責任に基づく誠実な対応ができること。